

花みずきだより

2010年 夏号



3大流星群のひとつ
ペルセウスの流星群が
今年は8月12日の夜半～
13日早朝にかけて見るこ
とが出来そうです。

「お葬式はいらない」私たち葬儀社に従事する者にとつては、ドキッとする言葉です。

テレビや雑誌、新聞で葬儀やお墓に関する記事を載せると、反響が多く、それだけ、世間の関心が高いということでしょうか。

葬儀とは何か? どうして葬儀は必要なのか? いろいろな文献を読んだり、いろいろな方からお話を聞いたり、お蔭様で勉強をしておす機会を得ることが出来ました。

葬儀とは、亡くなった方とご遺族様のお別れの場です。そのため形はいろいろあるでしょう。御寺院様をお呼びして読経をいただく、又、お友達だけで読経をする。家族だけで、ゆっくり最後のひとときを過ごす。お花をたくさん飾る。大好きだった食べ物や物をたくさんお供えする。一人一人それぞれの人生があったように、最後のお別れの場も、一人一人違っていていいはず

私達は、亡くなった方からご家族さまへ、又、ご家族様から亡くなった方へのありがとうの気持ち

私にとつての 特別な日



私にとつて、毎月10日は特別な日です。その日には、ある方が来られるからです。

その方から連絡があったのは、中秋の穏やかな日のことでした。

お身内様が亡くなられたので、葬儀の相談に來て欲しいとの事でした。故人様はご自宅で亡くなられており、連絡を受けた時は警察署の霊安室にて休まれていました。そのため迎えまで時間があり、その間にお迎えから葬儀までの詳しい話が聞きたい、という事でした。

私がおの方のご自宅に着いた時、お子様らしき若い方たちが家の中を片付けておられました。

「ごめんください」

私はそう言って挨拶をすると、中から初老の男性が出て来られました。

お話をすると、先程まで部屋を片付けていたお子様二人が同席されました。まず故人様の詳細を確認したところ、亡くなられたのはその方の奥様でした。私は続いて葬儀までの流れを説明しましたが、ご主人はどこか口数も少なく、むしろ色々質問をされたのはご長男でした。

葬儀までの一連の流れについて説明し、具体的な葬儀の内容について打合せをする段階になると、ご長男は言われました

「お気付きかも知れませんが、我が家には経済的な余裕がある訳ではなく、すぐにまとまったお金は用意できません。それでも、できるだけ事はしてあげたいと思っています。」

ご長男のお言葉には、亡きお母様を思う気持ちと、経済的な問題との葛藤を感じました。

葬儀に携わる者として

故人様・ご遺族様に にできる事

このご家族にとつてどのような提案をすれば、安心して葬儀を行って頂けるだろうか。

私はしばらく考えましたが、唐突にアイデアが閃く訳もなく、結局は基本に立ち戻り「祭壇はどうされますか」「お棺はどうされますか」と一つ一つご意向を確認する事にしました。

ご長男は質問に対して「華美なものではなくていいです、ただ人並みであれば」と答えられ、その都度お父様に「それで良いか、親父?」と聞かれていました。

そしてご意向をある程度伺うと、それに合ったプランを説明し、その費用の見積もりを出しました。しかしその額を見てご長男は「うーん...」と考え込むばかりでした。

しばらく沈黙が続いた後、私はご負担を減らす一つの方法として、分割でのお支払いを提案しました。無理にならない支払い額を伺うと、ご長男は「それではこれで」と金額を提示されました。その額は長期のお支払いになる事をご了承された上でのご提示でした。こうしてようやく葬儀についてお話がまとまりました。

打合せが終わると、私たちは故人様をお迎えに行き、花みずき会館へお連れしました。翌日はお通夜にあたる日でしたが、儀式は行ないませんでした。その代わり既に棺にお入りになっている故人様に、ご遺族の手で口紅を塗って頂きました。ご遺族様は3人とも男性だったので、塗りながら「口紅なんて普段塗る事はないからなあ」とはにかみながら、故人様の顔を見つめていました。



そして次の日、葬儀から法要までの儀式が滞りなく終わり、ご清算のご相談をさせて頂いた時です。私は月々のお支払日をお聞きしました。

ご主人は「それでは毎月10日にお伺いします」と言われました。

わざわざお越し頂かなくとも、と言うとご主人は「これだけよくして頂いたのだから、お伺いしてお支払いさせて頂きます。」と答えられました。

そして現在まで、その方は毎月お見えになられます。私は

「大切な人を送るのにできるだけの事はしたい」というお気持ちの強さが、毎月その方の足を運ばせているのではないかと想像しています。

私は毎月10日が近づく、自分の仕事の責任の重さを改めて感じます。

セレモニー須田、畑中です。私は、大叔母が自分の葬儀と、その後の供養について心配し始めたのを見て葬儀に関心を持ち、セレモニー須田に入社しました。

私が葬儀社に入社するに至ったことで、きっかけである大叔母と葬儀についての話をすることが増えました。



スタッフ紹介

私と葬儀の話をする以前の大叔母は、「葬儀は簡単に」「遺骨を散骨して欲しい」と常々言っていました。今考えると、それは生前の意思表示としてはあまりにも漠然としていたと思います。どうということをして、どういうことをしたいのか「簡単」にあたるのか、ということも分からないし、散骨もどこに散骨すればいいのかわからなかったのです。

また私自身、生まれてから今までとてもお世話になってきた大叔母の葬儀を、いくら本人の希望とはいえ「簡単に済ませたいとは思いませんでした。」

当時の大叔母は自分の死についてまだあまり深く考えていなかったのか、あるいは深く考えたくなかったのかもしれない。

自らがスタッフとして葬儀を見る内、葬儀には多くの事情、多くの方の思惑が絡み合うのだということを知りました。たとえ大叔母が「簡単な」葬儀を希望していても、その意思を何らかの形にしておかなくては、彼女が人生の最後に希望する事は叶えられないかもしれない。そして、残される私たちにとっても悔いの残るお別れになるかもしれない。そう思い、そのままのことを大叔母にも伝えました。また、大叔母も頷いてくれました。

最近の大叔母は、以前より積極的に自分の葬儀について検討しています。自分で葬儀について見聞きした事を話すとき、意外にもとても楽しそうです。それは、葬儀をより積極的に考えることで自分の未来に新しい展望を見出したように私には感じられます。

葬儀、そして墓という、死の先にあるものがあるおかげで、傘寿を控えてなお将来を考え、未来の自分であれこれ思案し、楽しんでゆくことができるということとはとても素晴らしいことであると私には思えます。

私が仕事に打ち込み、葬儀についての知識や考察を深める事は、もちろん私自身の為でもあります。大叔母の未来を手助けする道になると思っています。

葬儀というものは知れば知るほど奥深く、お別れの形も心も人それぞれであり、スタッフとして関わるようになってからもまだまだ計り知れないことも多いです。しかし誰もが大叔母のようにあらかじめ考えておけるわけでもありません。だからこそ、とっさの時に皆様の心労を少しでも減らす為に、私たちがプロとして居るのです。

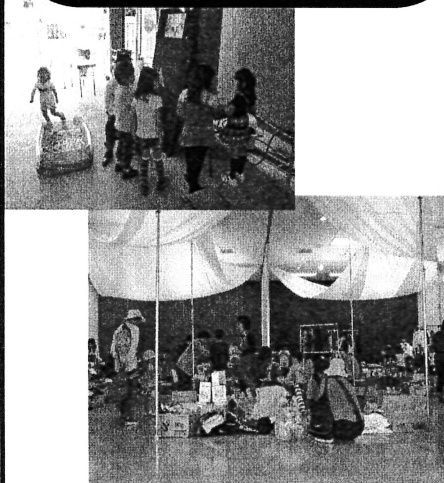
その為に私に出来るかぎりのアドバイスとお手伝いをさせていただきます。そう思います。

イベント情報

第六回花みずき会館フリーマーケット開催いたします!!
気になる開催日は...

8月29日

前回好評でした射的やスーパーボールすくい等の露店もフリーマーケットと並行しておこないますのでぜひ、ご家族・ご友人お誘い合わせの上イベントにお越し下さい。



お問い合わせは
0120-36-8622 マテ

葬儀後の手続き②

葬儀を終えた後の手続きについて、前回は健康保険について取り上げました。今回は、年金についてご説明させていただきます。

今回もモデルとして鈴木家・佐藤家に登場してもらいます。

- ① 鈴木家：故人（62歳・自営業）妻（58歳）
長男（34歳）長女（31歳）
- ② 佐藤家：故人（43歳・会社員）妻（40歳）
長女（14歳）長男（12歳）

「厚生年金・共済年金・国民年金」

一般的に会社員なら厚生年金に、公務員なら共済年金に、自営業者なら国民年金に加入しています。故人が既に老齢・障害年金を受給していた場合は年金証書を返却し、その停止手続きを14日以内に行う必要があります。

また故人および遺族が一定の条件に該当する場合、故人の老齢・障害年金受給有無に関わらず「遺族年金」等の支給手続きを行う必要があります。

① 鈴木家の場合

自営業者だった故人は国民年金に加入していたので、遺族は居住地の役所の保険年金担当窓口でどうすれば良いか相談しました。

職員「お子様は二人とも18歳以上なので、『遺族基礎年金』の受給資格に該当しません。そのうすると『寡婦年金』または『死亡一時金』のどちらかを受給する事ができます。」

妻「どちらかを選ばないといけないのですか？」

職員「そうですね。『寡婦年金』は奥様が65歳になるまでの間、故人が生きていれば貰うはずだった老齢基礎年金の4分の3の額の年金を受け取れます。

『死亡一時金』は鈴木さんの場合保険料納付・免除期間が合わせて40年以上なので、32万円を受け取れます。以上を踏まえてどちらか受取総額の高い方を申請して貰います。」

② 佐藤家の場合

会社員だった故人は厚生年金に加入していたので、遺族は最寄りの年金事務所へ行き相談しました。

職員「お子様は二人とも18歳未満なので、『遺族基礎年金』の受給資格に該当します。そのため『遺族基礎年金』として、ご長女が18歳になるまでは、お子様2人分として毎年約124万円が支給されます。その後ご長男が18歳になるまでは、お子様1人分として毎年約102万円が支給されます。」

妻「すると長男が18歳になったら年金はなくなるのでしょうか？」

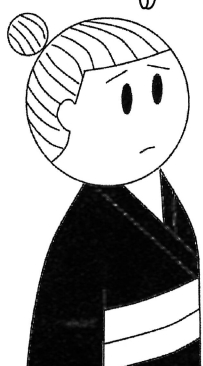
職員「いいえ、ご長男が18歳になった時点で奥様は40歳以上なので、以降奥様が65歳になるまでは年額約59万円の『中高齢寡婦加算』というものが受けられます。65歳以降は、他の方と同じように老齢基礎年金の受給となります。」

そして厚生年金加入者の遺族には、これらに上乗せする形で『遺族厚生年金』というものも支給されます。これは故人の生前の収入によって年金額が変わりますが、原則受給者である奥様が亡くなるまで支給は続きます。」

遺族年金は家族構成や遺族の年齢などで、受け取る年金の種類が変わります。

自分たちがどの種類の年金を受け取れるのか、まずは窓口相談すると良いでしょう。

遺族年金？



編集後記

花みずきだよりも、おかげ様で6号目となりました。

花みずきだよりをよりよいお便りにするため、皆様からのご意見・ご要望をお待ちしております。